

日医発第 1087 号 (保 210)  
平成 20 年 3 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

#### 70 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて

健康保険法等の一部改正に伴い、平成 20 年 4 月 1 日から、70～74 歳の患者の一部負担金等について 1 割から 2 割へ引き上げることとなっておりますが、平成 21 年 3 月までの軽減特例措置として、国が 1 割相当分等を患者に代わって保険医療機関等に支払うこと等により、患者一部負担金等を 1 割に据え置くこととなっております。

今般、平成 20 年 2 月 21 日付保発第 0221003 号厚生労働省保険局長通知（以下「局長通知」という。）により、「70 歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」が定められましたので、ご連絡いたします。

当該実施要綱の概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成 18 年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

#### 記

##### 1. 対象者

被保険者又は被扶養者（医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」を除く。以下同じ。）の規定によるものをいい、現役並み所得者を除く。）であって、70 歳から 74 歳である者（以下「特例措置対象被保険者等」という。）であって、平成 20 年 4 月 1 日

ただし、他の公費負担の対象となる場合は、当該公費負担が今回の特例措置に優先し、今回の特例措置の対象としない（特例措置対象被保険者等が、「特定疾患治療研究事業」に係る医療の給付を受け、なお残る負担が医療費の1割を超える場合は、特例措置の対象となる。）。

## 2. 対象者の確認及び保険医療機関等での取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等は、通常どおり、被保険者証（被保険者資格証明書）及び高齢受給者証を保険医療機関等に提示する。
- (2) 保険医療機関等は一部負担金等のうち次に掲げる額を超える額を徴収しない（特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置に係る負担軽減を受けずに、2割を支払う旨申し出た場合を除く。なお、当該申し出があった場合は、2割を徴収することになる。）

イ ロ以外の場合 医療費の1割

ロ 特例措置対象被保険者等が受けた入院療養等に要した医療費の1割が高額療養費算定基準額を超える場合 当該高額療養費算定基準額

- (3) (2) により保険医療機関等が一部負担金等の一部を徴収しなかった場合、特例措置対象被保険者等に代わって、保険医療機関等は審査支払機関に対して請求・受領する。
- (4) (3) の一部負担金等の一部に相当する額は、次に掲げる額とする。

イ 医療費の2割が高額療養費算定基準額を超えない場合 医療費の1割に相当する額

ロ 医療費の2割が高額療養費算定基準額を超える場合（医療費の1割が高額療養費算定基準額を超える場合を除く。） 当該高額療養費算定基準額から医療費の1割を控除した額

## 3. 対象者に係る療養費の支給の取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に受けた療養について、療養費又は国民健康保険法の規定による特別療養費（国民健康保険被保険者資格証明書の交付を受けている者に支給）の支給申請があった場合において、保険者は、療養費又は特別療養費（以下「療養費等」という。）の支給に合わせて2（4）に規定する一部負担金等の一部に相当する額を支給することができる。（特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかる負担軽減を受けずに、2割を支払う旨申し出た場合を除く。）
- (2) (1) により保険者が2（4）に規定する一部負担金等の一部に相当する額を支給する場合、(1) の支給申請を行った者に代わって、保険者は審査支払機関に対して請求・受領する。

## 4. 審査支払機関に対する請求方法

- (1) 診療報酬請求書等及び診療報酬明細書等への記載

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に係る診療報酬請求書等及び診療報酬明細書等への記載については、原則従来どおりとし、診療報酬明細書等に今回の特例措置の対象者である旨の表示を行うことは不要とする。

ただし、特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、2（4）に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら払った場合は、診療報酬明細書等の特記事項欄に「二

割」と記載する。

## (2) 審査支払機関への請求

- ① 保険医療機関は、医療保険各法による診療報酬請求の例により診療報酬請求書を主たる事務所の所在地の属する都道府県の審査支払機関に提出することにより、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の請求を行う。
- ② 保険者は、療養費等の支給に合わせて支給する2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、局長通知の別紙様式1及び2を主たる事務所の所在地の属する都道府県の審査支払機関に提出することにより、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の請求を行う。

## 5 審査支払事務

- (1) 審査支払機関は、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会とする。
- (2) 審査支払機関は、審査のうえ、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払を行う。
- (3) 審査支払機関は、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金により造成された基金を取り崩すことにより支払を行う。

## 6 契約への委任

以上の他、審査支払機関が行う国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払についての必要な事項は、厚生労働省と審査支払機関との契約で定める。

(添付資料)

1. 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」の送付について  
(平20. 2. 21 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課事務連絡 日本医師会長宛)
2. 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて  
(平20. 2. 21 保発第0221003号厚生労働省保険局長通知)

から平成21年3月31日までの間に、保険医療機関等から療養を受けた者。

ただし、他の公費負担の対象となる場合は、当該公費負担が今回の特例措置に優先し、今回の特例措置の対象としない（特例措置対象被保険者等が、「特定疾患治療研究事業」に係る医療の給付を受け、なお残る負担が医療費の1割を超える場合は、特例措置の対象となる。）。

## 2. 対象者の確認及び保険医療機関等での取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等は、通常どおり、被保険者証（被保険者資格証明書）及び高齢受給者証を保険医療機関等に提示する。
- (2) 保険医療機関等は一部負担金等のうち次に掲げる額を超える額を徴収しない（特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置に係る負担軽減を受けずに、2割を支払う旨申し出た場合を除く。なお、当該申し出があった場合は、2割を徴収することになる。）
  - イ ロ以外の場合 医療費の1割
  - ロ 特例措置対象被保険者等が受けた入院療養等に要した医療費の1割が高額療養費算定基準額を超える場合 当該高額療養費算定基準額
- (3) (2)により保険医療機関等が一部負担金等の一部を徴収しなかった場合、特例措置対象被保険者等に代わって、保険医療機関等は審査支払機関に対して請求・受領する。
- (4) (3)の一部負担金等の一部に相当する額は、次に掲げる額とする。
  - イ 医療費の2割が高額療養費算定基準額を超えない場合 医療費の1割に相当する額
  - ロ 医療費の2割が高額療養費算定基準額を超える場合（医療費の1割が高額療養費算定基準額を超える場合を除く。） 当該高額療養費算定基準額から医療費の1割を控除した額

## 3. 対象者に係る療養費の支給の取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に受けた療養について、療養費又は国民健康保険法の規定による特別療養費（国民健康保険被保険者資格証明書の交付を受けている者に支給）の支給申請があった場合において、保険者は、療養費又は特別療養費（以下「療養費等」という。）の支給に合わせて2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を支給することができる。（特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかる負担軽減を受けずに、2割を支払う旨申し出た場合を除く。）
- (2) (1)により保険者が2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を支給する場合、(1)の支給申請を行った者に代わって、保険者は審査支払機関に対して請求・受領する。

#### 4. 審査支払機関に対する請求方法

##### (1) 診療報酬請求書等及び診療報酬明細書等への記載

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に係る診療報酬請求書等及び診療報酬明細書等への記載については、原則従来どおりとし、診療報酬明細書等に今回の特例措置の対象者である旨の表示を行うことは不要とする。

ただし、特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら払った場合は、診療報酬明細書等の特記事項欄に「二割」と記載する。

##### (2) 審査支払機関への請求

- ① 保険医療機関は、医療保険各法による診療報酬請求の例により診療報酬請求書を主たる事務所の所在地の属する都道府県の審査支払機関に提出することにより、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の請求を行う。
- ② 保険者は、療養費等の支給に合わせて支給する2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、局長通知の別紙様式1及び2を主たる事務所の所在地の属する都道府県の審査支払機関に提出することにより、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の請求を行う。

#### 5 審査支払事務

- (1) 審査支払機関は、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会とする。
- (2) 審査支払機関は、審査のうえ、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払を行う。
- (3) 審査支払機関は、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金により造成された基金を取り崩すことにより支払を行う。

#### 6 契約への委任

以上の他、審査支払機関が行う国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払についての必要な事項は、厚生労働省と審査支払機関との契約で定める。

以上

(添付資料)

1. 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」の送付について

(平 20. 2. 21 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課事務連絡 日本医師会長宛)

2. 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて

(平 20. 2. 21 保発第 0221003 号厚生労働省保険局長通知)

事務連絡  
平成20年2月21日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局  
保 険 課  
国民健康保険課

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」  
の送付について

健康保険制度等の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳であるものが受けた療養に係る一部負担金の割合については、平成20年4月以後1割から2割へと見直されるところですが、現下の高齢者の置かれている状況に配慮し、その円滑な施行を図るため、平成20年度の臨時の特例措置として、一部負担金等の一部に相当する額について国が特例的に支払うこととしております。

この取扱いを定めた標記については、別添のとおり、都道府県知事、社会保険庁運営部長、地方厚生（支）局長及び健康保険組合理事長宛て通知しておりますので、よろしく御承知おき願います。

(別 添)



保発第0221003号  
平成20年2月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて

平成20年4月1日以後、医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）を除く。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳であるものが受けた療養に係る一部負担金の割合については、「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の一部の施行に伴い1割から2割へと見直されるところであるが、平成20年度の臨時の特例措置として、別紙のとおり「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」を定め、一部負担金等の一部に相当する額について国が特例的に支払うこととし、平成20年4月1日から実施することとなったので、貴管下の市町村及び国民健康保険組合、被保険者並びに関係団体への周知等につき御配慮願いたい。

なお、肝炎治療特別促進事業実施要綱（仮称）によるインターフェロン治療に係る医療の給付を併用した場合に係る取扱いについては、同実施要綱が策定された後定める予定である。

おって、この件については、厚生労働省健康局等の関係部局とは調整済みであるので念のため申し添える。

## 別 紙

### 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱

#### 第一 趣旨

平成18年の医療制度改革においては、現役世代と高齢者世代との負担の公平性を確保するため、高齢者にも応分の負担を求める必要があるという観点から、被保険者又は被扶養者（医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）を除く。以下同じ。）の規定によるものをいい、現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳である者（以下「特例措置対象被保険者等」という。）が受けた療養（医療保険各法に規定する食事療養及び生活療養を除き、訪問看護を含む。以下同じ。）に係る一部負担金等の割合について、平成20年4月1日以後1割から2割に見直すとされたところであるが、現下の高齢者の置かれている状況に配慮し、その円滑な施行を図るため、平成20年度の臨時の特例措置として、国が一部負担金等の一部に相当する額を特例措置対象被保険者等に代わって保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者（医療保険各法の規定によるものをいう。以下「保険医療機関等」という。）に支払うこと等により、その負担の軽減を図るものである。

#### 第二 実施方法

##### 1 対象者

特例措置対象被保険者等であって、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、保険医療機関等から療養を受けた者を対象とする。

ただし、当該療養に係る一部負担金等について、他の公費負担の対象となる場合は、当該公費負担が今回の特例措置に優先するものとし、今回の特例措置の対象としない（特例措置対象被保険者等が、「特定疾患治療研究事業実施要綱」（昭和48年衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知別紙）による治療研究に係る医療の給付を受けてもなお残る負担が2(2)イに掲げる額を超える場合については、この限りでない。）。

##### 2 対象者の確認及び保険医療機関等での取扱い

(1) 特例措置対象被保険者等は、通常どおり、被保険者証（被保険者資格証明書）及び高齢受給者証を保険医療機関等に提示するものとする。

(2) 特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る一部負担金等の一部を自ら支払う旨の特段の申し出をしない限り、保険医療機関等は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該一部負担金等のうち、当該イ又はロに掲げる額を超える額を当該者から徴取しないものとする。

イ ロ以外の場合 医療費（特例措置対象被保険者等が受けた療養に係る保険給付について、医療保険各法の規定により算定した費用の額をいう。以下同じ。）

の1割

ロ 特例措置対象被保険者等が受けた入院療養等（医療保険各法施行令（「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」（平成19年政令第318号）を除く。）に

規定する外来療養以外の療養をいう。)に要した医療費の1割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超える場合 当該高額療養費算定基準額

- (3) (2)により保険医療機関等が一部負担金等の一部を徴収しなかった場合、国が支払う一部負担金等の一部に相当する額につき、特例措置対象被保険者等に代わって、保険医療機関等は審査支払機関に対して請求・受領するものとする。
- (4) (3)の一部負担金等の一部に相当する額は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる額とする。

イ 医療費の2割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超えない場合 医療費の1割に相当する額

ロ 医療費の2割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超える場合 (医療費の1割が当該高額療養費算定基準額を超える場合を除く。) 当該高額療養費算定基準額から医療費の1割を控除した額

### 3 対象者に係る療養費の支給の取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に受けた療養について医療保険各法の規定による療養費又は国民健康保険法の規定による特別療養費の支給申請があった場合において、今回の特例措置にかかわらず、当該療養に係る一部負担金等の一部を自ら負担する旨の特段の申し出がなされていない限り、保険者は、療養費又は特別療養費 (以下「療養費等」という。)の支給に合わせて2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を支給することができる。
- (2) (1)により保険者が2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支給を決定した場合、国が支払う当該一部負担金等の一部に相当する額につき、(1)の支給申請を行った者に代わって、保険者は審査支払機関に対して請求・受領するものとする。

### 4 審査支払機関に対する請求方法

- (1) 診療報酬請求書、調剤報酬請求書又は訪問看護療養費請求書 (以下「診療報酬請求書等」という。)及び診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書 (以下「診療報酬明細書等」という。)への記載

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に係る診療報酬請求書等及び診療報酬明細書等への記載については、原則従来どおりとし、診療報酬明細書等に今回の特例措置の対象者である旨の表示を行うことは不要とする。

ただし、特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら支払った場合は、当該者に係る診療報酬明細書等の特記事項欄に「二割」と記載するものとする。

- (2) 審査支払機関への請求

保険医療機関等にあつては医療保険各法による診療報酬請求の例により診療報酬請求書等を、保険者にあつては療養費等 (当該療養費等の支給について保険者がやむを得ないものと認めるときに限る。)の支給に合わせて支給する2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、別紙様式1及び2を主たる事

務所の所在地の属する都道府県の審査支払機関に提出することにより、国が支払う 2 (4) に規定する一部負担金等の一部に相当する額の請求を行うものとする。

#### 5 審査支払事務

- (1) 審査支払機関は、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会とする。
- (2) 審査支払機関は、保険医療機関等又は保険者の請求内容に応じ、診療報酬請求書等を審査のうえ、国が支払う 2 (4) に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払を行うものとする。
- (3) 審査支払機関は、国が支払う 2 (4) に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金により造成された基金を取り崩すことにより支払を行うものとする。

#### 6 契約への委任

以上の他、審査支払機関が行う国が支払う 2 (4) に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払についての必要な事項は、厚生労働省と審査支払機関との契約で定める。

(別紙様式1)

番 号  
平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿  
都道府県国民健康保険団体連合会理事長 殿

保険者（保険者  
代表者）名 印

療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額の請求について（請求書）

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」3(2)に規定する、療養費等の支給に係る国が支払う当該一部負担金等の一部に相当する額（平成 年 月分）として、次の金額を交付されたく、請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円

なお、支払については、次の金融機関口座に振り込み願います。

	金融機関名	本（支）店名	口座名義及び口座番号	預金の種類
フリ ガ+				





保発第0221004号  
平成20年2月21日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

### 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて

平成20年4月1日以後、医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）を除く。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳であるものが受けた療養に係る一部負担金の割合については、「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の一部の施行に伴い1割から2割へと見直されるところであるが、平成20年度の臨時の特例措置として、別紙のとおり「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」を定め、一部負担金等の一部に相当する額について国が特例的に支払うこととし、平成20年4月1日から実施することとなったので、十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。また、今般の特例措置について、被保険者、保険医療機関等、事業主、船舶所有者その他関係機関への周知等につき御配慮願いたい。

なお、肝炎治療特別促進事業実施要綱（仮称）によるインターフェロン治療に係る医療の給付を併用した場合に係る取扱いについては、同実施要綱が策定された後定める予定である。

おって、この件については、厚生労働省健康局等の関係部局とは調整済みであるので念のため申し添える。

(以下略)



保発第0221005号  
平成20年2月21日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて

平成20年4月1日以後、医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）を除く。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳であるものが受けた療養に係る一部負担金の割合については、「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の一部の施行に伴い1割から2割へと見直されるところであるが、平成20年度の臨時の特例措置として、別紙のとおり「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」を定め、一部負担金等の一部に相当する額について国が特例的に支払うこととし、平成20年4月1日から実施することとなったので、十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、肝炎治療特別促進事業実施要綱（仮称）によるインターフェロン治療に係る医療の給付を併用した場合に係る取扱いについては、同実施要綱が策定された後定める予定である。

おって、この件については、厚生労働省健康局等の関係部局とは調整済みであるので念のため申し添える。

（以下略）



保発第0221006号  
平成20年2月21日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長



### 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて

平成20年4月1日以後、医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）を除く。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳であるものが受けた療養に係る一部負担金の割合については、「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の一部の施行に伴い1割から2割へと見直されるところであるが、平成20年度の臨時の特例措置として、別紙のとおり「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」を定め、一部負担金等の一部に相当する額について国が特例的に支払うこととし、平成20年4月1日から実施することとなったので、十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。また、今般の特例措置について、被保険者及び被扶養者への周知等につき御配慮願いたい。

なお、肝炎治療特別促進事業実施要綱（仮称）によるインターフェロン治療に係る医療の給付を併用した場合に係る取扱いについては、同実施要綱が策定された後定める予定である。

おって、この件については、厚生労働省健康局等の関係部局とは調整済みであるので念のため申し添える。

(以下略)